

田辺市人権尊重のまちづくり条例

豊かな自然に恵まれた本市には、古くから全ての人を温かく受け入れてきた人権文化の素地があり、私たちの先人は、病気や災害、貧困、戦争など様々な困難な状況においても、人を育て、まちをつくるとともに、戦後の早い時期から、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となり、同和問題の早期解決を中心とした人権に関する施策に取り組み、大きな成果を収めてきた。

また、世界人権宣言や、日本国憲法の理念に基づき、平成17年に制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とし、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちをつくることを定めた。

しかし、国内の人権をめぐる状況をみると、今もなお、同和問題に対する誤った認識による差別、女性や子供、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、疾病等に起因する差別や暴力その他様々な人権問題が存在し、多くの人を傷付け、安全で安心な暮らしを脅かしている。

近年では、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、インターネット等における人権侵害や、災害時等における真実ではない情報の流布など、新たな課題が生じている。

このような状況を踏まえ、国では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の制定など、人権問題の解消のための法整備が行われている。

市においては、市の責務として、人権全般を取り巻く問題の解決に向けた取組を行うとともに、市民一人ひとりは、様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、正しく理解した上で、不当な差別やあらゆる暴力を許さないという意味を持ち、態度や行動で表していく必要がある。

ここに、長年にわたり人権尊重のまちづくりに取り組んできた市民としての誇りを持って、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちにするとの決意の下、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、全ての人がかかけがえない個人として尊重されるものであるとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、行政の全ての分野で、人権に関する施策を総合的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害に当たる行為が発生した場合は、国、県及び関係団体との連携を図り、問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

（市民の役割）

第3条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場や機会において、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（人権に関する施策の推進）

第5条 市長は、田辺市人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、様々な人権問題の解決に向けた人権施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、国、県及び関係団体との連携を強化し、人権施策の推進体制の充実を図るものとする。

（人権教育及び啓発）

第6条 市長は、基本方針に基づき、様々な人権問題について正しい理解を深め、これを体得するために必要な人権教育及び啓発を行うものとする。

（相談及び支援体制の充実）

第7条 市長は、基本方針に基づき、国、県及び関係団体と連携し、様々な人権問題に応じるために必要な相談及び支援体制の充実を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



田辺市人権キャラクター
まもるくん



発行：田辺市企画部人権推進課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

Tel：0739-26-9912（直通） Fax：0739-22-5310（代表）

Email：jinken@city.tanabe.lg.jp HP：http://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/

田辺市人権尊重のまちづくり条例は、こちらでもご覧になれます

田辺市人権条例

検索

「一人ひとりが大切にされ、
幸せを実感できるまちづくり」
をめざして

田辺市人権尊重の
まちづくり条例
を施行しました



『田辺市人権尊重のまちづくり条例』の概要 (施行:2021(令和3)年4月1日)

田辺市では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現をめざしています。

なぜ条例をつくったの？

豊かな自然に恵まれた田辺市には、古くからすべての人をあたたかく受け入れてきた人権文化の素地があり、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となり、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に取り組んできました。

しかし、国内の人権をめぐる状況をみると、今もなお、様々な人権問題が存在し、近年では、インターネット上の書き込みによる人権侵害など、新たな問題が発生しています。

こうした中、田辺市では、人権施策を総合的に推進するため、基本的な考え方や方向性を示した「田辺市人権施策基本方針」の改定版を平成31年3月に策定しました。その策定に携わった^(※)田辺市人権教育啓発推進懇話会から、「これを機に、人権の尊重をより強固なものにするため、条例を制定しては」との提案があり、懇話会及び行政で協議を重ね、不当な差別やあらゆる暴力のない、

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現をめざすため、条例を制定しました。 (前文・第1条)

(※)田辺市人権教育啓発推進懇話会とは、市民の立場に立った人権施策の推進について提言を行う組織で、関係団体等より選出された方で構成されています。



市民や事業者に求められていることは？

人権尊重のまちづくりの担い手として、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現にご協力ください。 (第3条・第4条)

〈市民・事業者の皆さんへ〉

- ・市民の皆さんは、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重した言動を心がけましょう。
- ・企業や団体の皆さんは、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重した活動をしましょう。
- ・市等が実施する講演会や研修会に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。



市はどのような取組を行うの？

国や県、市民、事業者、関係団体等と連携を図りながら、人権尊重のまちづくりのための施策を行います。 (第2条・第5条・第6条・第7条)

〈主な施策〉

- ・田辺市人権施策基本方針に基づき、一人ひとりの人権が尊重されるよう、行政の全ての分野で人権施策を推進していきます。
- ・差別発言やインターネット上の差別書き込みなどの人権侵害が発生した場合は、国や県、関係団体と連携しながら、問題の解決に必要な措置を図ります。
- ・市民や事業者の皆さんの人権意識が高まるよう、街頭啓発、講演会、研修会、人権啓発教材の貸出しなど、教育啓発を行います。
- ・様々な人権相談に応じ、また適切な支援につながるよう、国や県、関係団体と連携し、相談支援体制の充実を図ります。



～人権について考えましょう～

家庭や地域、職場、学校などにおいて、私たちの日常生活の出来事を人権の視点から考えてみると様々な問題が見えてきます。様々な人権問題を自分のこととして考え、正しく理解し、人権に配慮した言動を心がけ、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現をめざしましょう。

このことは本条例の目的であり、下に示しています、持続可能な開発目標(SDGs)の理念とも共通しています。

持続可能な開発目標(SDGs)の理念と田辺市人権尊重のまちづくり条例

2015(平成27)年に国連で採択されたSDGsは、誰一人として取り残さない世界を2030(令和12)年までに実現することをめざしており、その根底にあるのが人権です。

17のゴール(目標)と、それらを達成するための169のターゲット(達成基準)で構成され、それぞれが、すべての人の人権を尊重することと密接に結びついています。

「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念は、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるということであり、一つひとつのゴール(目標)を達成していくことは、本条例の目的である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現につながります。



外務省ホームページへリンク

お互いの人権を大切にするために一人ひとりができる事を考えてみましょう。